

令和8年2月10日 美郷町農業委員会会議録

令和8年2月10日午後1時30分農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

| | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 佐々木 定 廣 | 10番 | 深 沢 靖 |
| 2番 | 継 田 竜 也 | 11番 | 齋 藤 美由木 |
| 3番 | 高 橋 広 樹 | 12番 | 高 橋 国 広 |
| 4番 | 奥 山 秀 治 | 13番 | 佐々木 竜 孝 |
| 5番 | 小 西 嘉 之 | 14番 | 加 藤 堅之助 |
| 6番 | 深 田 秋 彦 | 15番 | 高 橋 秀 行 |
| 7番 | 山 田 貞 子 | 16番 | 細 井 千代文 |
| 8番 | 高 橋 孝 人 | 17番 | 高 橋 正 尚 |

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

9番 高 橋 一 平

欠席者 1名

1. 出席事務局職員

| | |
|-----------|---------|
| 局 長 | 加 藤 隆 輝 |
| 農地調整班長 | 高 橋 絹 子 |
| 農地調整班上席主査 | 高 橋 章 浩 |

2. 会議事件は下記のとおり

| | | |
|-----|---------------|--|
| 第 1 | 議事録署名員の指名について | |
| 第 2 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 第 3 | 議案第 4 号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請） |

会長 高橋 正尚 午後 1 時 5 分本委員会の閉会を告げた。

令和8年2月10日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和8年2月10日
2. 場 所 美郷町役場特別会議室
3. 開 会 午後1時30分
4. 閉 会 午後1時55分
5. 議事録署名委員 15番 高橋秀行
16番 細井千代文

- 議 長 それでは、ただ今から令和8年第2回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。
- 議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
【 「異議なし」との声あり 】
- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、15番、高橋委員、16番、細井委員を指名します。
- 議 長 次に、日程第2、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し議題とします。議案第3号について事務局より説明願います。
- 農地調整班長 【 議案第3号、申請番号8番から申請番号16番までについて議案書をもとに朗読、説明 】
始めに所有権移転です。
申請番号8番、千畑地区の畑1筆、349㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は町外在住のため、農地を手放したく売買するものです。受人は当該地に隣接する宅地と同時に取得し管理します。両者の話し合いにより、対価はありません。
申請番号9番、千畑地区の田1筆、2,042㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢により農地を手放したく、これまでも耕作をお願いしていた受人へ売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。
続きまして、使用貸借権です。
申請番号10番、仙南地区の田12筆、畑2筆、計32,626㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ経営移譲します。期間は10年間です。
申請番号11番、仙南地区の田6筆、6,645㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、後継者へ一部経営移譲します。期間は10年間です。

続きまして、賃貸借権です。

申請番号12番、千畑地区の田3筆、3,840㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、町外在住のため耕作できず、受人に耕作をお願いするものです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号13番、千畑地区の田2筆、2,064㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。申請理由は申請番号12番と同じです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号14番、仙南地区の田1筆、3,975㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号15番、仙南地区の田4筆、15,136㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。農地中間管理事業の契約期間満了に伴い、今後は農地法第3条で契約するものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号16番、仙南地区の田5筆、17,030㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。渡人は高齢のため経営規模を縮小したく、受人に耕作をお願いするものです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年間です。

申請番号8番から申請番号16番までの9件の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第3号について事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号8番から申請番号16番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号8番から申請番号16番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号8番から申請番号16番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 よって日程第2、議案第3号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 次に、日程第3、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の策定について（要請）を上程し議題とします。議案第4号について事務局より説明願います。

●農地調整班長 【 議案第4号、申請番号242番から申請番号288番までについて議案書をもとに朗読、説明 】

始めに、公社特例事業による所有権移転です。

以下3件の受人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は2月25日です。

申請番号242番、千畑地区の田1筆、9,001㎡、渡人は〇〇〇さんで

す。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、耕作しないため、農地を手放したく売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号243番、千畑地区の畑2筆、9, 537㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は町外在住で耕作できないため、農地を手放したく売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号244番、仙南地区の田1筆、6, 312㎡、渡人は〇〇〇さんです。渡人から秋田県農業公社を経由した後の購入予定者は、〇〇〇さんです。渡人は農地を相続しましたが、県外在住で耕作できないため、農地を手放したく売買するものです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

以下3件は、1月総会で所有者から秋田県農業公社へ売買した案件です。

渡人は公益社団法人秋田県農業公社で、公告予定日は2月25日です。

申請番号245番、六郷地区の田10筆、12, 632㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号246番、仙南地区の田2筆、3, 077㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号247番、仙南地区の田1筆、8, 756㎡、受人は〇〇〇さんです。売買価格は10aあたり〇〇〇円です。

続きまして、農地中間管理事業による貸借権の設定です。

申請番号248番、千畑地区の田3筆、3, 316㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号249番、千畑地区の田20筆、22, 123㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年間です。

申請番号250番、千畑地区の田13筆、12, 850㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は7年間です。

申請番号251番、千畑地区の田1筆、1, 167㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号252番、千畑地区の田14筆、13, 394㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号253番、六郷地区の田1筆、289㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号254番、六郷地区の田2筆、2, 902㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は4年3か月間です。

申請番号255番、千畑地区の田9筆、六郷地区の田8筆、計28, 324㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円で、

期間は10年間です。

申請番号256番、六郷地区の田18筆、35,524㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号257番、六郷地区の田4筆、5,544㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は20年間です。

申請番号258番、六郷地区の田2筆、4,043㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号259番、六郷地区の田2筆、5,079㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号260番、仙南地区の田3筆、5,491㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年間です。

申請番号261番、六郷地区の田3筆、2,171㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は19年11か月間です。

申請番号262番、仙南地区の田3筆、9,271㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号263番、仙南地区の田1筆、5,420㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号264番、仙南地区の田2筆、2,535㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号265番、仙南地区の田9筆、24,147㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号266番、仙南地区の田9筆、16,365㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は5年9か月間です。

申請番号267番、仙南地区の田1筆、1,016㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号268番、仙南地区の田3筆、1,995㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号269番、仙南地区の田3筆、14,469㎡、渡人は〇〇〇さん、

受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号270番、仙南地区の田10筆、24,175㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号271番、仙南地区の田8筆、10,975㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

以下5件の受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号272番、仙南地区の田5筆、8,511㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号273番、仙南地区の田1筆、2,069㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号274番、仙南地区の田7筆、11,080㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号275番、仙南地区の田3筆、5,497㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号276番、仙南地区の田7筆、12,634㎡、渡人は〇〇〇さんです。

以下3件の受人は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円で、期間は10年間です。

申請番号277番、仙南地区の田1筆、6,584㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号278番、仙南地区の田1筆、1,045㎡、渡人は〇〇〇さんです。

申請番号279番、仙南地区の田4筆、9,381㎡、渡人は〇〇〇さんです。

以下3件の受人は〇〇〇さんで、期間は20年間です。

申請番号280番、六郷地区の田7筆、8,597㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号281番、六郷地区の田14筆、10,514㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号282番、六郷地区の田15筆、9,820㎡、渡人は〇〇〇さんで、賃借料は総額〇〇〇円です。

続きまして、貸借権移転です。

契約期間は現在の契約の残存期間となります。

申請番号283番、六郷地区の田17筆、17,055㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

これまで耕作していた方が体調不良のため、経営規模を縮小したく、権利移

転するものです。

申請番号284番、六郷地区の田1筆、1,999㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。申請理由は申請番号283番と同じです。

以下3件の渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。両者は親子で、経営移譲に伴う権利移転で、賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

申請番号285番、仙南地区の田3筆、6,025㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号286番、仙南地区の田4筆、12,049㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号287番、仙南地区の田8筆、畑1筆、計23,675㎡、所有者は〇〇〇さんです。

申請番号288番、仙南地区の田10筆、24,752㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さん、所有者は〇〇〇さんです。賃借料は10aあたり〇〇〇円です。

渡人は高齢に伴い規模縮小したいため、近隣を耕作している受人へ権利移転するものです。

申請番号242番から申請番号288番の47件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第4号について、事務局より説明が終わりました。

●議 長 それではこれより審議を行います。

申請番号242番から申請番号288番までについてですが、本人案件がありますので、まずは、申請番号242番から申請番号249番までについて、質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号242番から申請番号249番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号242番から申請番号249番までについては原案のとおり決しました。

●議 長 次に、申請番号250番についてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、〇番委員の退席を求めます。

〇番委員 退席 午後1時51分

●議 長 それでは、申請番号250番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号250番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号250番については原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後1時52分

- 議 長 次に、申請番号251番から申請番号276番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号251番から申請番号276番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号251番から申請番号276番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 次に、申請番号277番から申請番号279番までについてですが、本人案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、○番委員の退席を求めます。

○番委員 退席 午後1時53分

- 議 長 それでは、申請番号277番から申請番号279番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号277番から申請番号279番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号277番から申請番号279番までについては原案のとおり決しました。○番委員の着席を求めます。

○番委員 着席 午後1時54分

- 議 長 次に、申請番号280番から申請番号288番までについて質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

- 議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号280番から申請番号288番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- 議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号280番から申請番号288番までについては原案のとおり決しました。

- 議 長 よって日程第3、議案第4号については原案のとおり許可決定いたします。

- 議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。

- 議 長 これをもちまして、令和8年第2回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午後1時55分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和8年2月10日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚

議事録署名委員 高 橋 秀 行

議事録署名委員 細 井 千代文